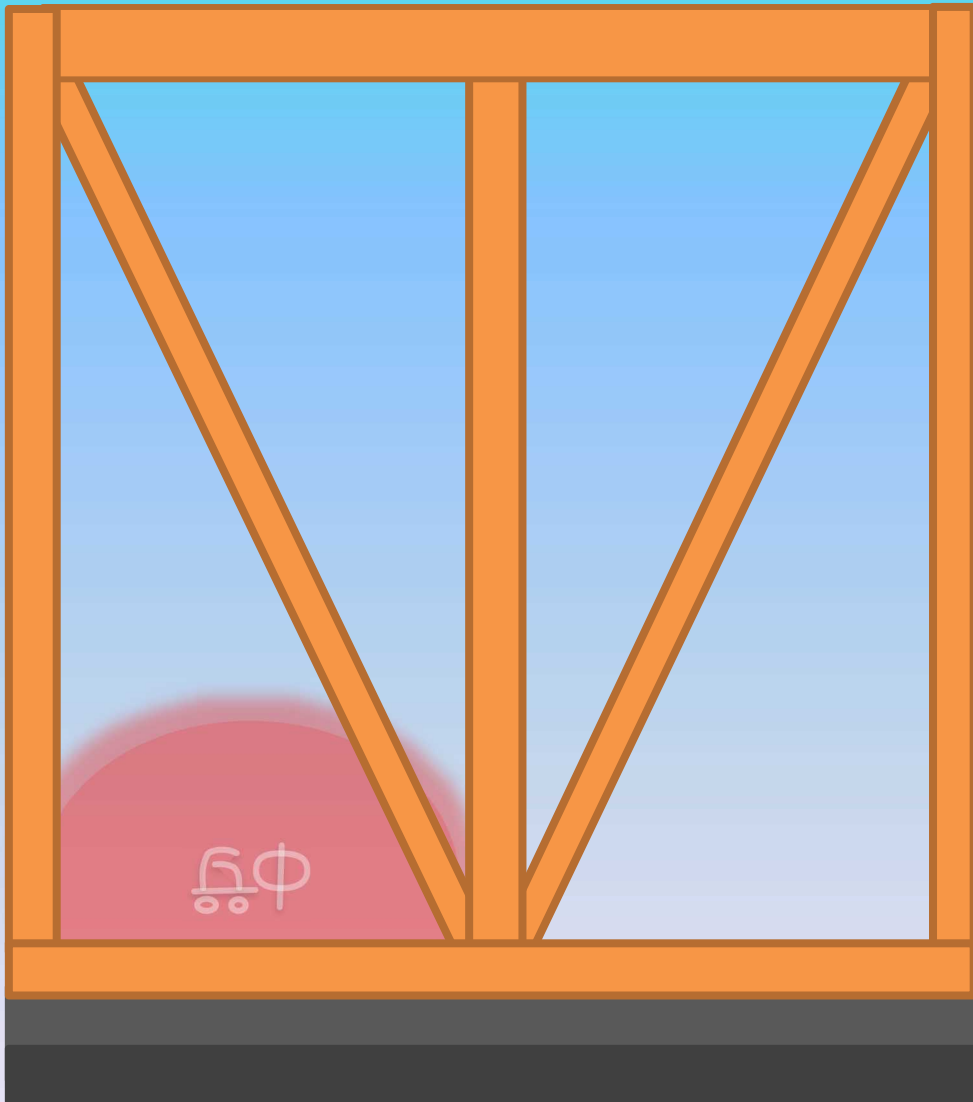
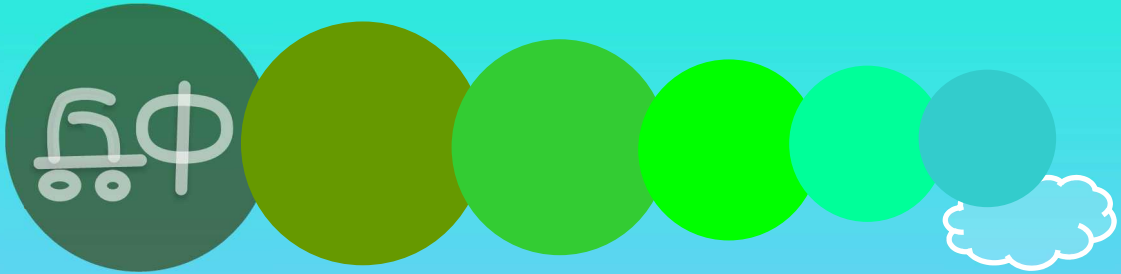


# 中間検査マニュアル

(建築基準法第7条の3第1項第2号の取扱い)



平成29年4月(平成30年8月一部改訂)



兵庫県

## 1 中間検査の流れ

## 2 特定工程及び特定工程後の工程

- 2 - 1 中間検査を行う区域
- 2 - 2 中間検査を行う建築物
- 2 - 3 特定工程
- 2 - 4 特定工程後の工程
- 2 - 5 適用の除外

## 3 各種様式等

工事監理状況報告書

基礎ぐい工事の工事監理の状況報告

平成28年兵庫県告示第883号

中間検査申請手数料

委任状様式例

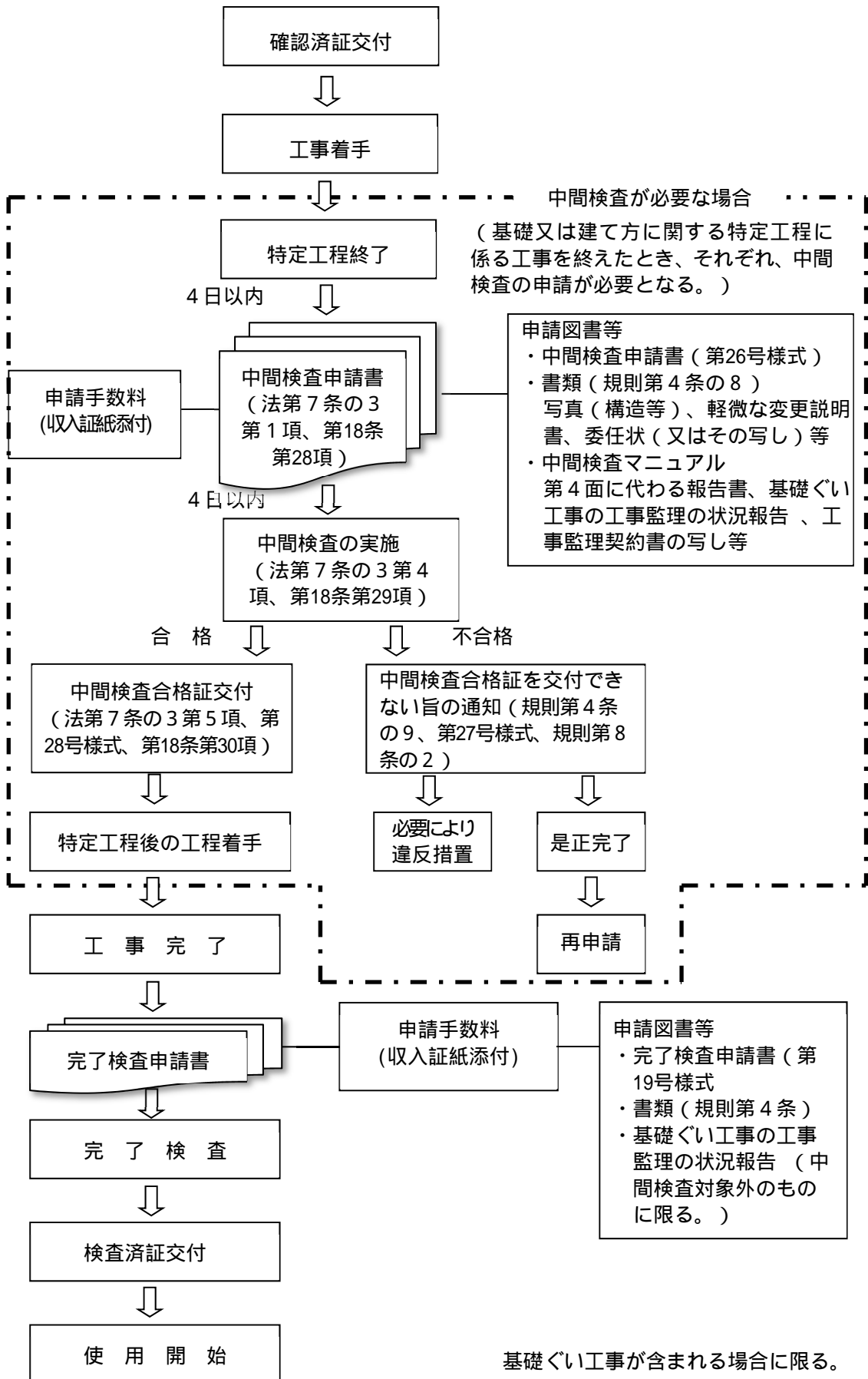
## 【改正等経緯】

- 1 平成28年兵庫県告示第883号の改正（平成30年兵庫県告示第767号）に伴う一部改訂（平成30年8月）

### 【主な改訂事項等】

- ・ 建築基準法改正に伴う同法第85条第6項の規定の適用を受ける「1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等」を平成28年兵庫県告示第883号の適用から除外（中間検査を行う建築物から除外）した。
- 2 押印廃止に伴う様式の改訂（令和3年4月1日）
  - 3 建築基準法改正に伴う改訂（令和4年5月31日）
  - 4 建築基準法改正に伴う改訂（令和6年11月1日）

# 1 中間検査の流れ



## 2 特定工程及び特定工程後の工程

□内は、平成28年10月11日兵庫県告示第883号の内容  
改正 平成30年 8月21日兵庫県告示第767号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

- 平成28年10月11日付け兵庫県告示第883号（以下「平成28年兵庫県告示」という。）により指定するものは、法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づくものである。

法第7条の3第1項第1号との相違点について

階数が3以上である共同住宅について、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程を含む場合は、法第7条の3第1項第1号に該当するため、平成28年兵庫県告示ではなく、同号に係る法第7条の3第1項の規定により中間検査の申請が必要となる。

なお、法第7条の3第1項第1号に規定する階数が3以上である共同住宅も、新築、増築又は改築に係る当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超える場合、平成28年兵庫県告示による中間検査を行う建築物にも該当することとなり、「基礎（基礎ぐいを除く。）に鉄筋を配置する工事の工程」を含む場合にあっては、当該工程に係る中間検査の申請が必要となる。

### 2 - 1 中間検査を行う区域

兵庫県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く区域を中間検査を行う区域とする。

- 中間検査を行う区域は、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市（神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市及び高砂市）以外の兵庫県の市町の区域の全域とする。

## 2 - 2 中間検査を行う建築物

新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号に掲げる用途及び規模の建築物を中間検査を行う建築物とする。

- (1) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものを含む。）で、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) 法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3以上の階数を有するもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る。）

### ・ 中間検査を行う建築物に該当するかどうかの判断基準について

#### 1) 基本的事項

ア) 1の建築物（棟）ごとに中間検査を行う建築物に該当するかどうかを判断する。

なお、中間検査を行う建築物に附属する「1の建築物」（中間検査を行う建築物に該当しないものに限る。）である別棟の小規模な附属自動車車庫や倉庫などは、中間検査を行う建築物に該当しない。

イ) 新築、増築又は改築に係る当該用途に供する部分の床面積の合計は、1の建築物（棟）ごとに算定する。

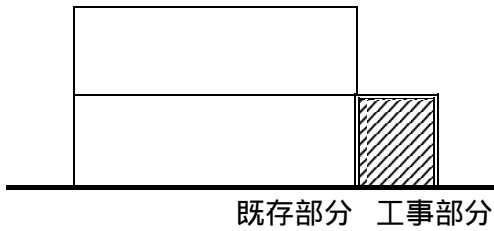
2) 住宅とは、「居住に必要な室（例：居室、風呂、便所、台所）を有しているもの」をいう。

3) 住宅で住宅以外の用途を兼ねるもの（兼用住宅）とは「住宅と兼用用途が構造的にも機能的にも一体となっているもの」をいい、住宅以外の用途に供する部分も住宅の用途を兼ねていることから、住宅の用途に供する部分に含まれる。

なお、「住宅に住宅以外の用途を併設するもの」（併用住宅）については、住宅以外の用途に供する部分は住宅の用途に供する部分に含まれないため、新築、増築又は改築に係る部分のうち、住宅以外の用途に供する部分以外の住宅の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超える場合、当該「1の建築物」は、中間検査を行う建築物に該当する。

- ・ 「住宅の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの」の事例

事例



工事部分のうち住宅の用途に供する部分の床面積の合計 > 50㎡

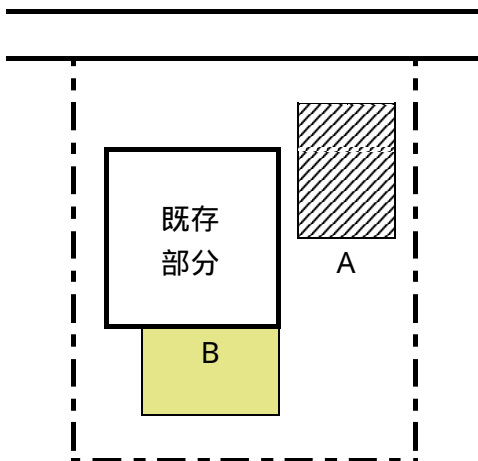
【中間検査対象】

注) 工事部分のうち住宅の用途に供する部分の床面積の合計により判断する。

なお、1の建築物である兼用住宅又は併用住宅の場合、工事部分のうち住宅の用途に供する部分が50㎡を超えるときは、中間検査を行う建築物に該当する。

併用住宅にあつては、住宅以外の用途に供する部分は、住宅の用途に供する部分に含まれない。

事例



A及びBが工事部分

上図は、用途上不可分の関係にある建築物の例を示す(以下同じ。)

) 事例 - 1

A 50㎡、B 50㎡、A + B > 50㎡

A及びBの用途は、住宅

【中間検査対象外】

注) 住宅の用途に供する部分の床面積の合計は、1の建築物(棟)ごとに判断する。

) 事例 - 2

A > 50㎡、B 50㎡

A及びBの用途は、住宅

【中間検査対象】

注) Aのみ中間検査を行う建築物に該当する。

) 事例 - 3

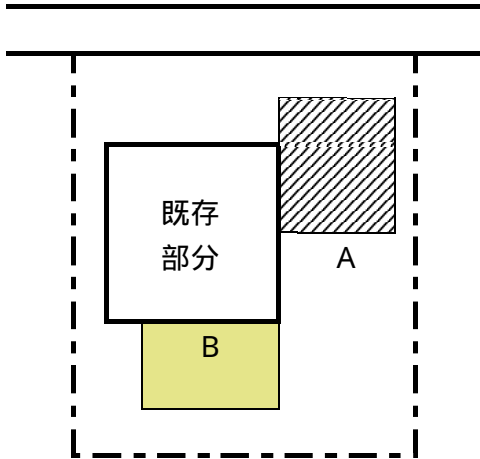
A > 50㎡、B 50㎡

Aは住宅以外の用途

【中間検査対象外】

注) 用途、住宅の用途に供する部分の床面積の合計などは、1の建築物(棟)ごとに判断する。

事例



A及びBが工事部分

) 事例 - 1

A 50㎡、B 50㎡、A + B > 50㎡

A及びBの用途は住宅

【中間検査対象】

) 事例 - 2

A 50㎡、B 50㎡、A + B > 50㎡

A及びBは住宅以外の用途であるが、既存の住宅とは開口部のない床及び壁により区画されておらず、住宅の用途を兼ねている。(兼用住宅)

【中間検査対象】

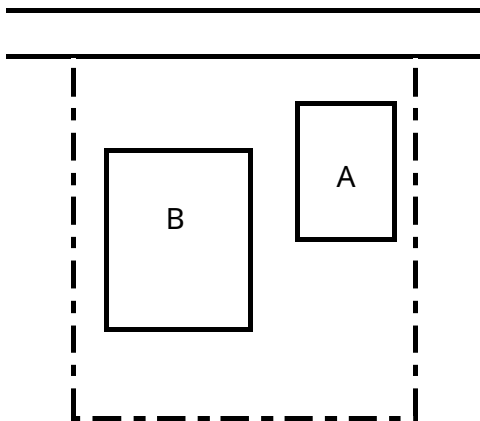
) 事例 - 3

A > 50㎡、B 50㎡

Aは住宅以外の用途で、かつ、既存の住宅とは開口部のない床又は壁により区画されている。(併用住宅)

【中間検査対象外】

事例



) 事例 - 1

A > 50㎡、B > 50㎡

Aは在来工法による住宅

Bは認証型式の住宅

【中間検査対象】

注) Aが中間検査を行う建築物となる。

) 事例 - 2

A 50㎡、B > 50㎡

Aは在来工法による住宅

Bは認証型式の住宅

【中間検査対象外】

) 事例 - 3

A > 50㎡、B 50㎡

Aは住宅以外の用途

【中間検査対象外】

## 2 - 3 特定工程

次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事の工程を特定工程とする。ただし、中間検査を行う建築物が2以上ある場合又は1の中間検査を行う建築物の工事の工区を分けた場合にあつては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。

### (1) 基礎工事に関する特定工程

基礎（基礎ぐいを除く。以下同じ。）に鉄筋を配置する工事の工程（階数が2以下である建築物（次号アからエまでに掲げる構造以外のものを除く。）に係るものを除く。）

### (2) 建て方工事に関する特定工程

次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める工事の工程（法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物に係るものを除く。）を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、次のアからエまでの2以上の工事の工程を含むものにあつては、アの工事の工程が含まれるものはアの工事の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。

ア 木造にあつては、柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては、耐力壁の設置工事）の工程

イ 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事の工程

ウ 鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事の工程

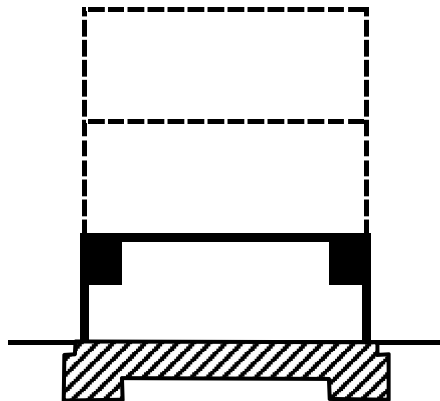
エ 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事の工程

- ・ 工事の区分(1)基礎工事に関する特定工程は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、新築、増築又は改築に係る部分が3以上の階数を有する中間検査を行う建築物に係る基礎（基礎ぐいを除く。）に鉄筋を配置する工事の工程である。（階数が2以下であるものの当該工程は特定工程に該当しない。）
- ・ 工事の区分(2)建て方工事に関する特定工程において、2以上の構造を併用する建築物で、複数の特定工程を有する場合は、次のとおりとする。
  - 木造の特定工程を含む場合は、「木造の特定工程」をその建築物の特定工程とする。
  - 木造の特定工程を含まない場合は、複数ある特定工程のうち最も早期に終了する工程を特定工程とする。
- ・ 中間検査を行う建築物について、それぞれの工事の区分ごとに特定工程を含むかどうかを判断する。
- ・ 大規模な建築物などで基礎又は同一階を複数の工区に分けて施工する場合は、それぞれの工事の区分ごとに、最も早期に終了する工区の工程をそれぞれの工事の区分ごとの特定工程とする。



・ 工事の区分に応じた特定工程の事例

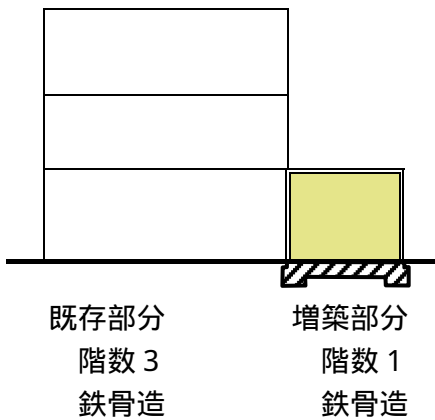
3階建て鉄筋コンクリート造の住宅を新築する場合



- (1) 基礎工事に関する特定工程 【中間検査対象】
- (2) 建て方工事に関する特定工程 【中間検査対象】

新築部分の床面積の合計 > 50m<sup>2</sup>

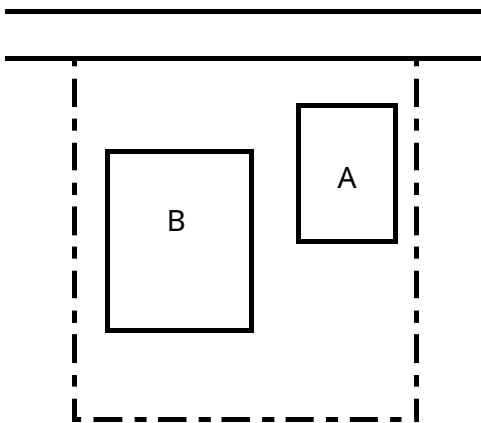
既存の3階建て鉄骨造の住宅に階数1の住宅を増築する場合



- (1) 基礎工事に関する特定工程 【中間検査対象外】  
増築に係る部分の階数が2以下であるため、特定工程に該当しない。
- (2) 建て方工事に関する特定工程 【中間検査対象】

増築部分の床面積の合計 > 50m<sup>2</sup>

・ 1の敷地内に中間検査の対象となる建築物が複数ある場合の事例



A棟、B棟とも同時に特定工程に達した場合、A棟、B棟とも中間検査を実施する。

なお、B棟が先に特定工程に達した場合、B棟について中間検査を実施し、A棟については、B棟の中間検査実施時に到達している工程の範囲で検査を実施することで中間検査は終了となる。(中間検査終了後、A棟が(1)又は(2)に該当する工程に達しても特定工程に該当しないため、再度、同じ工事の区分での中間検査は実施しない。)

A棟、B棟とも、中間検査を行う建築物

### 法第7条の3第1項第1号との相違点について

法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物は、同号に係る法第7条の3第1項の規定により中間検査が必要である。この場合、政令で定める特定工程は「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」とされているため、工区を複数に分けたとしても、それぞれの工区で特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、中間検査を実施する。

一方、平成28年兵庫県告示(法第7条の3第1項第2号)により指定された特定工程は、「中間検査を行う建築物が2以上ある場合又は1の中間検査を行う建築物の工事の工区に分けた場合にあつては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする」としているため、(1)又は(2)に掲げるそれぞれの特定工程に係る中間検査の実施回数は、それぞれ1回となる。

なお、法第7条の3第1項第1号、かつ、平成28年兵庫県告示に規定する建築物(共同住宅で3以上の階数を有し、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの)にあつては、平成28年兵庫県告示により「基礎(基礎ぐいを除く。)に鉄筋を配置する工事の工程」が特定工程となり、更に法第7条の3第1項第1号により「2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程」も特定工程となる。

## 2 - 4 特定工程後の工程

次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事の工程を特定工程後の工程とする。

### (1) 基礎工事に関する特定工程後の工程

基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

### (2) 建て方工事に関する特定工程後の工程

次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める工事の工程を特定工程後の工程とする。

ア 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事の工程

イ 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程

ウ 鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床及びこれを支持するはり(平家については、屋根床版)に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。  
ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程

エ 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程

- ・ 工事の区分及び建築物の構造に応じて、その建築物の「特定工程後の工程」を指定する。
- ・ 特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、施工することができない。

## 2 - 5 適用の除外

次の各号のいずれかに該当する建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第18条第1項又は第85条第6項若しくは第7項の規定の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の20第1項（法第68条の22第2項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

- ・ 第1号により、国、都道府県等の建築物又は法第85条第6項若しくは第7項の規定の適用を受ける仮設興行場等は、対象外とする。
- ・ 第2号又は第3号により、認証型式部材等を有する建築物又は建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物は、対象外とする。

### 法第7条の3第1項第1号との相違点について

法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物は、第1号から第3号までに該当する建築物であっても、法第7条の3第1項第1号に係る法第7条の3第1項の規定による中間検査は、必要となる。

### 附 則（平成28年10月11日兵庫県告示第883号）

- 1 平成24年兵庫県告示第631号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成29年3月31日限り廃止する。
- 2 この告示の規定は、平成29年4月1日以後に法第6条第1項に規定する確認の申請書（以下「申請書」という。）又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類（以下「確認書類」という。）を提出される建築物について適用し、同日前に申請書又は確認書類を提出されるものについては、なお従前の例による。

### 附 則（平成30年8月21日兵庫県告示第767号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

- ・ 平成28年兵庫県告示の規定は、平成29年4月1日以降に申請書又は確認書類を提出される建築物に適用される。
- ・ 「2 - 5 適用の除外」の第1号について、平成30年8月21日付け兵庫県告示第767号（平成30年9月25日施行）により、特定工程及び特定工程後の工程の指定の対象となる建築物から法第85条第7項に規定される仮設興行場等を除外することとした。
- ・ 特定工程及び特定工程後の工程の指定の改定については、中間検査の結果、工事監理の状況、違反の状況等を勘案し、適宜行うこととする。

(注) 欄は工事監理者において記入しないでください。

検査年月日	令和 年 月 日	工事監理者	資格( )建築士	対象建築物	法7条の3 1項1号 : 2号(1) : 2号(2)
検査員氏名		TEL	電子メール	特定工程	基礎工事に関する特定工程
確認済証番号	第 号	事務所名			・基礎配筋
確認済証	令和 年 月 日	氏名			建て方工事に関する特定工程
交付年月日		工事監理者の確認(適・否)、建築主との契約等(有・無)			・木造建方 : S造1階建方
					・RC造2階床(平家建て屋根床版)配筋
					・SRC造1階建方

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A: 確認申請図書 B: その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録			
							検査方法	結果	修正	
確認	1. 確認の表示等	1	確認済の表示内容	/	A B( )		適 不適	A B C		
		2	設計図書の現場常備	/	A B( )		適 不適	A B C		
敷地	1. 敷地の安全性	1	擁壁、がけの安全性	/	A B( )		適 不適	A B C		
	2. 敷地と道路	1	道路幅員	/	A B( )		適 不適	A B C		
		2	敷地が道路に接する長さ	/	A B( )		適 不適	A B C		
		3	2項道路の後退	/	A B( )		適 不適	A B C		
		4	法43条許可条件との整合	/	A B( )		適 不適	A B C		
	3. 敷地形状及び配置	1	敷地形状の確認	/	A B( )		適 不適	A B C		
		2	敷地との高低差の確認	/	A B( )		適 不適	A B C		
3		配置の確認	/	A B( )		適 不適	A B C			
危害防止	1. 仮囲い	1	仮囲いの配置	/	A B( )		適 不適	A B C		
	2. 根切り・山留め	1	埋設物安全措置	/	A B( )		適 不適	A B C		
			深い根切り施工図作成	/	A B( )		適 不適	A B C		
			近接物傾斜・倒壊防止措置	/	A B( )		適 不適	A B C		
			山留め措置	/	A B( )		適 不適	A B C		
			切りばり等構造計算	/	A B( )		適 不適	A B C		
			山留め・根切りの安全措置	/	A B( )		適 不適	A B C		

工事監理状況報告書1（一般共通事項）

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A：確認申請図書 B：その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録			
							検査方法	結果	修正	
							A：目視検査 B：計測検査 C：監理者報告	×	日付	
危険防止	3. 落下物	1	くず、ごみ等投下時の飛散防止	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			落下物による危害防止	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	4. 倒壊防止	1	工事用機械等の倒壊防止措置	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			建て方時倒壊防止措置	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	5. 集積材料	1	工事用材料の集積時の安全対策	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	6. 火災	1	火気使用時の火災防止	/	A B ( )		適 不適	A B C		
建物形状	1. 平面形状	1	建物形状	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	2. 立面形状	1	道路斜線	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	北側斜線	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3	絶対高さ、軒高さ等	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	3. 配置	1	外壁後退	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	有効採光	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3	避難通路	/	A B ( )		適 不適	A B C		

工事監理状況報告書1 (一般共通事項)

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A: 確認申請図書 B: その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録			
							検査方法	結果	修正	
							A: 目視検査 B: 計測検査 C: 監理者報告	×	日付	
シックハウス対策	1. クロロピリホス	1	居室を有する建築物には使用禁止	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	2. 居室等の内装仕上げ	1	下地の種別及び面積	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	接着剤の種別及び面積	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3	仕上げ材の種別及び面積	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		4	塗料の種別及び面積	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		5	建具及び造り付け家具の種類及び面積	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	3. 換気設備	1	換気区画(ゾーニング)、換気ルート	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	形状・寸法・規格・機器の性能(換気風量)	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	4. 天井裏等の制限 (平15国交省274号)	1	下地材がF以上又は大臣認定	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	気密層又は通気止め	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3	換気設備の形状・寸法・規格・機器の性能(換気風量)	/	A B ( )		適 不適	A B C		

コンクリート、鉄筋試験等

項目	試験者氏名	資格	サンプル数	結果
四週圧縮強度				適 不適
塩化物量				適 不適
7%加骨材反応				適 不適
圧縮部非破壊検査・強度試験				適 不適
鉄骨溶接部非破壊検査				適 不適

工事監理状況報告書2（木造在来軸組工法）

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A：確認申請図書 B：その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録				
							検査方法	結果	修正		
							A：目視検査 B：計測検査 C：監理者報告	×	日付		
全体	1. 共通	1	基礎、耐力壁の配置	/	A B ( )		適 不適	A B C			
		2	防腐、防蟻措置	/	A B ( )		適 不適	A B C			
	2. 材料	1	材料の品質	/	A B ( )		適 不適	A B C			
		3. 支持地盤	1	支持地盤の確認	/	A B ( )		適 不適	A B C		
基礎等	1. 基礎	1	形状、寸法、	/	A B ( )		適 不適	A B C			
			配筋	/	A B ( )		適 不適	A B C			
		2	床高さ	/	A B ( )		適 不適	A B C			
			床下換気孔	/	A B ( )		適 不適	A B C			
	2. 土台	1	形状、寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C			
			配置	/	A B ( )		適 不適	A B C			
		2	アンカーボルト配置	/	A B ( )		適 不適	A B C			
			アンカーボルト寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C			
			(ホールダウン専用アンカーボルト配置)		/	A B ( )		適 不適	A B C		
床	1. 床組	1	1階床 形状、寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C			
			配置	/	A B ( )		適 不適	A B C			
	2	2, 3階床 形状、寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C				
		配置	/	A B ( )		適 不適	A B C				

工事監理状況報告書2（木造在来軸組工法）

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A：確認申請図書 B：その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録			
							検査方法	結果	修正	
耐力壁等	1. 柱	1 形状、寸法	/	A B ( )			適 不適	A B C		
		2 隅柱	/	A B ( )			適 不適	A B C		
		3 欠込部の補強	/	A B ( )			適 不適	A B C		
		4 接合部	/	A B ( )			適 不適	A B C		
	2. 横架材	1 形状、寸法	/	A B ( )			適 不適	A B C		
		2 横架材欠込み	/	A B ( )			適 不適	A B C		
		3 接合部	/	A B ( )			適 不適	A B C		
	3. 筋かい	1 形状、寸法	/	A B ( )			適 不適	A B C		
		2 筋交い欠込み	/	A B ( )			適 不適	A B C		
		3 接合部	/	A B ( )			適 不適	A B C		
4. 耐力壁	1 耐力壁下地材	/	A B ( )			適 不適	A B C			
	2 釘打ち	/	A B ( )			適 不適	A B C			
小屋組	1. 小屋組	形状、寸法	/	A B ( )			適 不適	A B C		
		部材配置	/	A B ( )			適 不適	A B C		
	2 振止め	/	A B ( )			適 不適	A B C			



工事監理状況報告書2（木造枠組壁工法）

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A：確認申請図書 B：その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適合の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録					
							検査方法	結果	修正			
							A：目視検査 B：計測検査 C：監理者報告	×	日付			
全体	1. 共通	1 基礎位置、耐力壁位置	/	A B ( )			適	不適	A B C			
		2 防腐、防蟻措置	/	A B ( )			適	不適	A B C			
	2. 材料	1 木材種類	木材種類	/	A B ( )			適	不適	A B C		
			合板の種類	/	A B ( )			適	不適	A B C		
		2 緊結金物種類	/	A B ( )			適	不適	A B C			
	3. 支持地盤	1 支持地盤の確認	/	A B ( )			適	不適	A B C			
	基礎等	1. 基礎	1 形状、寸法	形状、寸法	/	A B ( )			適	不適	A B C	
配筋、配筋かぶり厚さ				/	A B ( )			適	不適	A B C		
地階の壁				/	A B ( )			適	不適	A B C		
2 床高さ			床高さ	/	A B ( )			適	不適	A B C		
			床下換気孔	/	A B ( )			適	不適	A B C		
			2. 土台	1 形状、寸法、配置	形状、寸法、配置	/	A B ( )			適	不適	A B C
基礎に緊結		/	A B ( )				適	不適	A B C			
防腐防蟻措置		/	A B ( )				適	不適	A B C			
2		アンカーボルト配置	/	A B ( )			適	不適	A B C			
		アンカーボルト寸法	/	A B ( )			適	不適	A B C			
	(ホールダウン専用アンカーボルト)	/	A B ( )			適	不適	A B C				

工事監理状況報告書2（木造枠組壁工法）

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A：確認申請図書 B：その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録			
							検査方法	結果	修正	
床構面	1. 根太	1	形状、寸法、間隔	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			支点間距離	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	ころび止め	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3	床根太と構造材との釘打ち	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		4	横架材欠込有無	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	2. 根太補強	1	床開口補強	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	耐力壁下根太補強	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	3. 床材	1	床下地材	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			床材の釘打ち	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	耐力壁	1. たて枠	1	形状、寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C	
たて枠の間隔				/	A B ( )		適 不適	A B C		
相互間隔				/	A B ( )		適 不適	A B C		
2			隅角部、交差部の補強	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			耐力壁線交差部の耐力壁	/	A B ( )		適 不適	A B C		
3			床組等との緊結（金物）	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			（ホールダウン金物）	/	A B ( )		適 不適	A B C		
4			頭つなぎ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
5			たて枠と構造材との釘打ち	/	A B ( )		適 不適	A B C		
2. 壁下地材			1	壁下地材	/	A B ( )		適 不適	A B C	
			壁材の釘打ち	/	A B ( )		適 不適	A B C		

工事監理状況報告書2（木造枠組壁工法）

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A：確認申請図書 B：その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録		
							検査方法	結果	修正
耐力壁	3. 開口部	1 開口部幅寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 まぐさ、まぐさ受け	/	A B ( )		適 不適	A B C		
小屋組	1. 小屋組	1 形状、寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 たる木つなぎ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			ふれ止め	/	A B ( )		適 不適	A B C	
		3 他の構造材との緊結（金物）	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	4 接合部の釘打ち	/	A B ( )		適 不適	A B C			
	2. 開口部	1 開口部寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		まぐさ、まぐさ受け	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	3. 屋根	1 屋根下地材	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		下地材の釘止め	/	A B ( )		適 不適	A B C		

工事監理状況報告書2（鉄骨造）

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A：確認申請図書 B：その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録		
							検査方法	結果	修正
							A：目視検査 B：計測検査 C：監理者報告	×	日付
全体	1. 共通	1 部材位置	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 鉄骨工事施工状況	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	種類、規格品質	鋼材	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		高力ボルト	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		ボルト	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	接合部検査	溶接	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		ボルト	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	精度検査	寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		建方	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	2. 支持地盤	1 支持地盤の確認	/	A B ( )		適 不適	A B C		
基礎	1. 種類	1 基礎の種類、躯体形状寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 杭の工法	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3 杭の材、長さ、径、位置	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		4 杭偏心による補強	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	2. ベース	1 躯体寸法、かぶり厚さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 主筋の径、本数、間隔、形状	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3 補強筋	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	3. 地中梁	1 躯体形状寸法、かぶり厚さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 主筋の径、本数、間隔	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3 主筋の定着位置、長さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		

工事監理状況報告書2（鉄骨造）

項目	照合内容		照合日	照合を行った設計図書等 A：確認申請図書 B：その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録				
								検査方法	結果	修正		
								A：目視検査 B：計測検査 C：監理者報告	×	日付		
基礎	3.地中梁	4 主筋の継手位置、長さ	/	A B ( )			適 不適	A B C				
		5 あばら筋の径、間隔 形状	/	A B ( )			適 不適	A B C				
			/	A B ( )			適 不適	A B C				
柱	1.形状等	1 形状、寸法	/	A B ( )			適 不適	A B C				
		2 防錆、摩損防止	/	A B ( )			適 不適	A B C				
	2.溶接部	1 溶接部外観	/	A B ( )			適 不適	A B C				
	3.柱脚	1 柱脚の形状		/	A B ( )			適 不適	A B C			
			2 ベースプレート	寸法	/	A B ( )			適 不適	A B C		
				溶接部	/	A B ( )			適 不適	A B C		
		ベースモルタル		/	A B ( )			適 不適	A B C			
		3 アンカーボルト	寸法		/	A B ( )			適 不適	A B C		
				精度	/	A B ( )			適 不適	A B C		
				本数	/	A B ( )			適 不適	A B C		
				締め付け	/	A B ( )			適 不適	A B C		
		4 根巻柱脚	R C 部形状	/	A B ( )			適 不適	A B C			
			スタッド	/	A B ( )			適 不適	A B C			
	5 認定工法		/	A B ( )			適 不適	A B C				
	4.柱梁接合部	1 形状、寸法	/	A B ( )			適 不適	A B C				
2 溶接部外観		/	A B ( )			適 不適	A B C					

工事監理状況報告書2（鉄骨造）

項目	照合内容		照合項目	照合を行った設計図書等 A：確認申請図書 B：その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録		
								検査方法	結果	修正
大梁・小梁	1. 形状等	1 形状、寸法	大梁	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			小梁	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 防錆、摩損防止	/	A B ( )		適 不適	A B C			
	2. 高力ボルト 接合	1 スプライスプレート形状、寸法	ガセットプレート形状、寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			ボルト孔径	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			2 ボルト	種別、径	/	A B ( )		適 不適	A B C	
			余長	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3 ボルト本数	ボルトピッチ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			4 締め付け状態	トルシア型	/	A B ( )		適 不適	A B C	
			J I S 型	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	5 精度	/	A B ( )		適 不適	A B C				
	大梁・小梁	3. 普通ボルト	1 戻り止め	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			孔径	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		4. スリフ	1 補強方法	/	A B ( )		適 不適	A B C		
床版	1. 剛床確保	1 プレス	配置	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			形状	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			端部	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	2 認定合成スラブ	/	A B ( )		適 不適	A B C				

工事監理状況報告書2(鉄骨造)

項目	照合内容		照合日	照合を行った設計図書等 A: 確認申請図書 B: その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録			
								検査方法	結果	修正	
								A: 目視検査 B: 計測検査 C: 監理者報告	×	日付	
床版	1. 剛床確保	3 スタッド	/	A B ( )			適 不適	A B C			
	2. 床仕様	1 デッキプレート	/	A B ( )			適 不適	A B C			
		2 床配筋	/	A B ( )			適 不適	A B C			
鉛直ブレース	1. 形状等	1 形状、寸法	/	A B ( )			適 不適	A B C			
		2 防錆、摩損防止	/	A B ( )			適 不適	A B C			
	2. 高力ボルト接合	1 スプラインプレート形状、寸法	ガセットプレート形状、寸法	/	A B ( )			適 不適	A B C		
			ボルト孔径	/	A B ( )			適 不適	A B C		
			2 ボルト	種別、径	/	A B ( )			適 不適	A B C	
			余長	/	A B ( )			適 不適	A B C		
		3 ボルト本数	ボルトピッチ	/	A B ( )			適 不適	A B C		
			4 締め付け状態	トルシア型	/	A B ( )			適 不適	A B C	
		J I S 型		/	A B ( )			適 不適	A B C		
	5 精度	/	A B ( )			適 不適	A B C				
	3. 普通ボルト	1 戻り止め	/	A B ( )			適 不適	A B C			
		孔径	/	A B ( )			適 不適	A B C			
	4. 溶接部	1 溶接部外観	/	A B ( )			適 不適	A B C			

工事監理状況報告書2 (RC造)

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A: 確認申請図書 B: その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録			
							検査方法	結果	修正	
全体	1. 共通	1	鉄筋の乱れ、踏み荒らし 波打、たるみの有無	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	柱、梁、壁、スラブの位置	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3	鉄筋の結束	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		4	鉄筋の材質	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		5	型枠支柱存置期間	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		6	コンクリート打設後の養生	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		7	コンクリートの調合及び圧縮強度	/	A B ( )		適 不適	A B C		
2. 地盤	1	支持地盤の確認	/	A B ( )		適 不適	A B C			
基礎	1. 種類	1	基礎の種類、躯体形状寸法	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	杭の工法	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3	杭の材、長さ、径、位置	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		4	杭偏心による補強	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	2. ベース	1	躯体寸法、かぶり厚さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	主筋の径、本数、間隔、形状	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3	補強筋	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	3. 地中梁	1	躯体形状寸法、かぶり厚さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	主筋の径、本数、間隔	/	A B ( )		適 不適	A B C		



工事監理状況報告書2 (RC造)

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A: 確認申請図書 B: その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録			
							検査方法	結果	修正	
							A: 目視検査 B: 計測検査 C: 監理者報告	×	日付	
基礎	3. 地中梁	3	主筋の定着位置、長さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		4	主筋の継手位置、長さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		5	あばら筋の径、間隔	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			形状	/	A B ( )		適 不適	A B C		
柱	1. 柱断面	1	躯体形状寸法、高さかぶり厚さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	主筋の径、本数、間隔、形状	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			X Y 方向	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	2. 最上階主筋	1	柱頭鉄筋の止まり高さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	出隅部の主筋	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	3. 主筋定着・継手	1	定着位置、長さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	継手位置、長さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	4. 帯筋(副帯筋)	1	鉄筋径、間隔	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			形状	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	梁	1. 梁断面	1	躯体形状寸法、スリかぶり厚さ	/	A B ( )		適 不適	A B C	
2			主筋の径、間隔、本数	/	A B ( )		適 不適	A B C		
2. 主筋定着・継手		1	定着位置、定着長	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2	継手位置、長さ、端部形状	/	A B ( )		適 不適	A B C		
3. 貫通部補強		1	補強の有無、位置、貫通径	/	A B ( )		適 不適	A B C		
4. あばら筋		1	鉄筋径、間隔	/	A B ( )		適 不適	A B C		
			形状	/	A B ( )		適 不適	A B C		

項目	照合内容	照合日	照合を行った設計図書等 A: 確認申請図書 B: その他	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法 (実測、試験書)	照合結果 不適格の場合には建築主に対して行った報告等は別紙に記入	検査記録		
							検査方法	結果	修正
梁	5. 補助筋	1 腹筋の径、本数	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 幅止め筋の径、間隔	/	A B ( )		適 不適	A B C		
スラブ	1. スラブ断面	1 躯体厚さ かぶり厚さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 鉄筋径、間隔	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		3 主筋配置 (短辺・長辺、ベント筋)	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	2. 定着・継手	1 定着位置、長さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 継手位置、長さ、端部形状	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	3. 補強筋	1 開口部補強配筋	/	A B ( )		適 不適	A B C		
壁	1. 壁断面	1 躯体壁厚寸法 かぶり厚さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 鉄筋径、間隔	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	2. 定着・継手	1 定着位置、長さ	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 継手位置、長さ、端部形状	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	3. 補強筋	1 開口部補強配筋	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 スリットの位置、形状、配筋	/	A B ( )		適 不適	A B C		
その他	1. 加圧接	1 継手位置及びずらし	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 強度確認	/	A B ( )		適 不適	A B C		
	2. 特殊継手	1 認定・評定工法の確認	/	A B ( )		適 不適	A B C		
		2 継手位置及びずらし	/	A B ( )		適 不適	A B C		

## 基礎ぐい工事の工事監理の状況報告

建築主事 \_\_\_\_\_ 様

令和 年 月 日

この書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名 \_\_\_\_\_

- 1 工事監理方針を決定するにあたって、以下の事項を実施しました。
  - (1) 地盤条件や施工上の留意事項等
    - ・支持層の位置等が複雑な地盤であるかどうか、支持層の判断根拠、敷地内の既存ぐいの有無やその処理状況等の地盤情報やくい種・工法の特徴等の施工上の留意点を把握しました。
    - ・建築主、設計者、工事監理者、工事施工者で(1)の地盤情報や留意点について事前に情報共有を図りました。
    - ・設計内容等に疑義等がある場合は、建築主に報告し、設計者に確認するなど必要な対応を行うこととしました。
  - (2) 工事施工者の施工計画
    - ・元請と下請の役割分担、ぐいの支持層への到達等の技術的判断方法、施工記録の確認方法、施工記録が取得できない場合の代替手法等が適切に定められているか否かを把握しました。
  
- 2 当初の計画どおりに施工できない場合に以下のことを行いました。
  - (1) 支持層の位置の違いが判明するなど当初の計画どおりに施工することが妥当ではない状況が生じた場合、建築主への報告や、関係者間での協議等を行いました。
  - (2) 当初計画どおりに施工できない場合の協議方法については、関係者間で共有を図りました。
  
- 3 以下の方法により工事監理を実施しました。(該当するチェックボックスに「レ」マークを入れて下さい。)
  - (1) 立会い確認

試験ぐいについては、施工に立ち会って、くい長等をはじめ、必要な項目について確認するとともに、工事施工者による施工管理のもとで設計図書どおりに施工されることを確認しました。

本ぐいについては、設計図書等により確認した地盤の状況等を踏まえ、その施工に立ち会って確認するくいを適切に抽出して決定しました。

本ぐい工事の施工中においても、試験ぐいの結果や実際の地盤の状況等を踏まえ、適宜、立会い確認するくいを追加しました。
  - (2) 書類確認

(1)により立会い確認を行うくい以外のくいの施工については、工事施工者の作成する自主検査記録等に係る書類確認により確認を行いました。

工事施工者の実施する施工記録の確認等が適正に行われていないと判断される場合には、必要な範囲で工事施工者に対し指摘し、建築主に報告等するとともに、立会いによる確認を行いました。

兵庫県告示第883号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

平成28年10月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 中間検査を行う区域  
兵庫県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く区域を中間検査を行う区域とする。
- 2 中間検査を行う建築物  
新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号に掲げる用途及び規模の建築物を中間検査を行う建築物とする。
  - (1) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものを含む。）で、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
  - (2) 法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超え、かつ、3以上の階数を有するもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る。）
- 3 特定工程  
次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事の工程を特定工程とする。ただし、中間検査を行う建築物が2以上ある場合又は1の中間検査を行う建築物の工事の工区を分けた場合にあつては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。
  - (1) 基礎工事に関する特定工程  
基礎（基礎ぐいを除く。以下同じ。）に鉄筋を配置する工事の工程（階数が2以下である建築物（次号アからエまでに掲げる構造以外のものを除く。）に係るものを除く。）
  - (2) 建て方工事に関する特定工程  
次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める工事の工程（法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物に係るものを除く。）を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、次のアからエまでの2以上の工事の工程を含むものにあつては、アの工事の工程が含まれるものはアの工事の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。
    - ア 木造にあつては、柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあつては、耐力壁の設置工事）の工程
    - イ 鉄骨造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事の工程
    - ウ 鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事の工程
    - エ 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、1階の鉄骨の建て方工事の工程
- 4 特定工程後の工程  
次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事の工程を特定工程後の工程とする。
  - (1) 基礎工事に関する特定工程後の工程  
基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
  - (2) 建て方工事に関する特定工程後の工程  
次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める工事の工程を特定工程後の工程とする。
    - ア 木造にあつては、壁の外装工事又は内装工事の工程
    - イ 鉄骨造にあつては、構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程
    - ウ 鉄筋コンクリート造にあつては、2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程
    - エ 鉄骨鉄筋コンクリート造にあつては、柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程
- 5 適用の除外  
次の各号のいずれかに該当する建築物については、この告示の規定は適用しない。
  - (1) 法第18条第1項又は第85条第6項若しくは第7項の規定の適用を受ける建築物
  - (2) 法第68条の20第1項（法第68条の22第2項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等を有する建築物
  - (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

附 則（平成28年10月11日兵庫県告示第883号）

- 1 平成24年兵庫県告示第631号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成29年3月31日限り廃止する。
- 2 この告示の規定は、平成29年4月1日以後に法第6条第1項に規定する確認の申請書（以下「申請書」という。）又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類（以下「確認書類」という。）を提出される建築物について適用し、同日前に申請書又は確認書類を提出されるものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年8月21日兵庫県告示第767号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

## 中間検査申請手数料

- 中間検査申請手数料は、使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）第2条第2項による地方自治法第227条の規定により、特定の者のためにする事務につき、別表第4の21の部(8)の款に定める手数料を徴収する。

使用料及び手数料徴収条例	
別表第4の21の部	
(8) 建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	
法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査又は法第18条第28項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査	
中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	12,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	16,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	19,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	25,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	40,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	53,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	120,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	190,000円
50,000平方メートルを超えるもの	380,000円

## 〔参考〕中間検査を行った場合の完了検査申請手数料

- 中間検査を行った場合の完了検査申請手数料は、使用料及び手数料徴収条例（兵庫県条例第12号）第2条第2項による地方自治法第227条の規定により、特定の者のためにする事務につき、別表第4の21の部(7)の款に定める手数料を徴収する。

使用料及び手数料徴収条例	
別表第4の21の部	
(7) 知事が減額して定める建築物に関する完了検査申請手数料	
法第7条第1項の規定に基づく中間検査をした建築物に関する完了検査の申請に対する審査又は法第18条第28項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する同条第20項の規定に基づく完了の通知に対する審査	
床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	13,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	17,000円
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	21,000円
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	29,000円
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	45,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	61,000円
2,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	147,000円
10,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	232,000円
50,000平方メートルを超えるもの	437,000円

(様式例)

## 委 任 状

私は、 建築士事務所 1級建築士兵庫太郎を代理人と定めて、下記の権限を委任する。

### 記

建築基準法第7条の3第4項(同法第87条の4第1項又は第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査の立会いに関する一切の権限

令和 年 月 日

委任者住所

委任者氏名